

熊本県環境影響評価条例及び同条例施行規則の改正に係る県政パブリック・コメント手続の結果及び県の考え方について

熊本県環境影響評価条例及び同条例施行規則の改正について、お寄せいただいた御意見の概要とこれらに対する県の考え方を下記のとおりお示しします。

御意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

記

1 募集期間

令和6年（2024年）11月15日（金）から

令和6年（2024年）12月16日（月）まで

2 御意見の件数（人数）

5件（1人）

3 御意見の取扱い

反 映：御意見を踏まえ、内容に反映したもの 0件

参 考：今後の取組の参考とさせていただくもの 0件

補 足：御意見について案の補足説明を行ったもの 3件

記 載 済：素案に既に記述されているもの 0件

反映困難：反映が困難なもの 0件

そ の 他：質問や感想、素案以外への御意見 2件

4 御意見の概要と県の考え方

御意見・提案概要	県の考え方	備考
今回のパブコメ手続で公表された資料は「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第4第2項に規定された素案の概要であり、同要綱第4第1項に規定された素案が公表されていないため、速やかに素案を作成・公表する形で改めてパブリック・コメントを実施するよう求める。	今回のパブリック・コメント手続において公表した資料は、素案及び素案の概要を兼ねたものとなっています。 このため、今回の改正について、改めてパブリック・コメント手続を実施する予定はございません。	補足
熊本県環境審議会からの答申には、環境影響評価手続におけるスクリーニング手続の導入に関する条例改正の内容が含まれており、この改正手続が進められな	熊本県環境審議会から答申があったスクリーニング手続の導入については、今後の県内における環境アセスメントの対象事業の動向や県内を取り巻く環境等を踏ま	補足

い点について、今後の対応方針の説明を求める。	え、導入時期を検討して参ります。 なお、導入する際は、改めてパブリック・コメント手続を実施する予定です。	
現在、「土地区画整理事業等の面的開発事業」のうち一定の要件に該当する事業については方法書以降の手続きを行わないこととしている令和５年度の施行規則の改正は、他の事業に係る制度とのバランスを欠くものであり、この「特例規定の削除」と同様に方法書以降の手続きを実施するよう、関係規定の改正を行うことを求める。	令和５年度に行った熊本県環境影響評価条例施行規則の一部改正の内容は、環境影響評価の対象事業に係る規模要件に関するものであり、方法書以降の手続を実施しないこととするものではありません。	補足
熊本県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントの手続き（配慮書、方法書及び準備書の手続き）において、知事が環境の保全の見地からの意見を求める地方公共団体の範囲は「対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域を管轄する市町村」とされている。 一方、令和５年１０月１日に施行された同条例施行規則別表第１の「備考」では、知事が、８の項等の（２）の規模要件に該当する事業に関して、それぞれの（２）のアからケまでに掲げる事項のいずれにも該当することが確実であると見込まれる場合として認めるまでの間はアセス対象事業であるにもかかわらず、この判断を行うに当たって「当該事業を実施する場所を管轄する市町村	熊本県環境影響評価条例施行規則（以下、「規則」）別表第１の備考で規定する「当該事業を実施する場所を所管する市町村長からの意見聴取」は、規則別表第１の８の項の（２）のアからケまでに掲げる事項等の該当の有無に係る照会に対して回答する際に実施するものです。 この照会・回答は、対象事業に係る手続等を規定した熊本県環境影響評価条例（以下、「条例」）第３章以降が適用される前の段階において、対象事業に係る規模要件を判断するものです。 このため、当該回答に際しては、地下水の採取・涵養等の地下水保全に関すること、地域特性に応じた環境保全措置に関すること等が含まれることから、当該事業を実施する場所を所管する市町村長か	その他

長の意見を聴き、その意見を勘案するものとする」として、「事業を実施する場所」以外の「事業の環境影響を受ける範囲と認められる地域を管轄する市町村」を意見聴取の対象から除外している。 このことは、県アセス条例の規定に背くもので、意見聴取の範囲を「対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域を管轄する市町村」とするよう規則の改正が必要と考える。	ら意見を聴取する旨を規定しているものです。	
安定電源である「水力発電所」及び「地熱発電所」について、(再エネ促進区域の設定に係る)県基準の速やかな策定を求める。	「再エネ促進区域の設定に関する熊本県基準」(以下、「県基準」)については、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づき、再エネ施設の適地誘導を行い、導入を促進するために定めるものです。 本県では、県内における導入ポテンシャルが大きく、今後導入を促進するうえで、環境・景観・防災等の面で適地誘導の必要性が高いと考える「太陽光発電」及び「陸上風力発電」について県基準を作成したところです。 その他の再エネ電源に係る県基準につきましても、引き続き策定の必要性を検討して参ります。	その他